

石川町水道事業所

令和8年度水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び水道水の状況
- 4 検査地点
- 5 検査項目及び検査頻度
- 6 放射性物質検査
- 7 水質検査方法
- 8 臨時の水質検査
- 9 水質検査の公表
- 10 水質検査の精度と信頼性保証
- 11 関係者との連携

石川町水道事業所では、水道の原水及び水道水の状況を踏まえ、水質検査計画を策定しました。

これに基づき、水道法に定められた水質基準項目はもとより、義務付けのない項目を含めた水質検査を行い、より安全な水道水の供給に努めます。

1 基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために、以下の方針で水質検査を行います。

(1) 検査地点について、

母畑浄水場は、水質基準が適用される給水栓（蛇口）に加え、浄水場の原水（浄水場入口）、配水（浄水場の出口）及び河川（千五沢ダム流入河川）とします。

赤羽浄水場（上水道沢田地区）は、水質基準が適用される給水栓（蛇口）に加え、浄水場の原水（浄水場入口）とします。

(2) 検査項目について、

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、検査を行うことが望ましいとされる水質管理目標設定項目は、過去の検査結果及び水源の汚染の状況等を考慮し、効果的な水質検査を行います。

(3) 検査頻度について、

水道法及び本町の過去の検査結果などに基づいて、項目に応じて頻度を設定し検査を実施します。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

項 目	内 容	
事業体の名称	石川町水道事業	
給 水 人 口	令和7年度末	10,393人
給 水 世 帯 数	令和7年度末	4,466戸
一日最大給水量	令和7年度実績	5,894 m ³
一日平均給水量	令和7年度実績	5,258 m ³

(2) 浄水場施設概要

①母畑浄水場（沢田地区を除く）

項 目	内 容
浄 水 場 名	母畑浄水場
通 水 年 月	昭和46年4月
水 源	阿武隈川水系北須川（千五沢ダム）
水 利 権	7,171 m ³ /日
浄 水 能 力	7,000 m ³ /日
浄 水 処 理 方 式	高速凝集沈澱（スラリー循環型） 急速ろ過（マンガン接触） 粒状活性炭処理 塩素消毒

使 用 薬 品	
凝 集 剤	ポリ塩化アルミニウム
消 毒 剤	次亜塩素酸ナトリウム

②赤羽浄水場（沢田地区）

項 目	内 容
浄 水 場 名	赤羽浄水場
通 水 年 月	平成12年4月
水 源	亀堀水源（深井戸）
水 利 権	
浄 水 能 力	660 m ³ /日
浄 水 処 理 方 式	前塩素処理 急速ろ過（マンガン接触） 後塩素処理
使 用 薬 品	
凝 集 剤	ポリ塩化アルミニウム
PH 調整剤	希硫酸
消 毒 剤	次亜塩素酸ナトリウム

3 水道の原水及び水道水の状況

(1) 母畑浄水場について、

水源の上流域の約70%は山林ですが、生活系の排水や家畜系の排水等により、千五沢ダムには藻類が発生し、異臭味の原因となっています。対策として、活性炭処理設備の導入や適切な浄水処理により、水質基準を十分満足した水道水を供給しています。

(2) 赤羽浄水場について、

平成13年8月1日に給水開始を行い、原水の水質変化に対応した水質検査を実施しております。令和7年度の水質検査実施状況は次のとおりです。

原水：水質基準 39項目及び細菌類・農薬類の検査を夏季に1回実施しました。

浄水：毎月1回水質基準10項目と塩素酸の検査を実施、夏季に水質基準全部の項目について検査の実施、また年3回 アルミニウム・総トリハロメタン等を含む水質基準項目について水質検査を実施しました。

①原水の汚染要因は、取水地点周辺には工場や汚染物質等を搬出する施設はなく、田畑が多く存在しています。また、原水は深井戸であるため、農薬（肥料）等の影響も少なくないと考えられます。

②水質管理上の優先項目は、鉄・マンガン・フッ素・ヒ素です。

③薬品、資機材の使用状況は、除鉄・除マンガンのために使用しているPAC、滅菌処理剤としての次亜塩素、pH調整としての希硫酸を使用しています。

④過去の水質検査結果の状況は、過去の結果より、鉄・マンガン類が検出されていますが、薬品沈殿及びろ過機により除去しています。

⑤浄水過程における汚染要因は、PAC使用によるアルミニウム、次亜塩素使用による消毒副生成物です。

⑥水質管理上の優先項目は、アルミニウム・消毒副生成物です。

4 検査地点

水質検査の基本方針について、水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障する為に不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。水質検査計画とは、水質検査の適正化や透明性を確保する為に水質検査項目等を定めたものです。

(1) 給水栓

母畑浄水場について、

配水系統別に4ヶ所で検査を行います。また、1日1回行う検査（色及び濁り並びに消毒の残留効果）は、3ヶ所で検査を行います。

さらに、消毒用の残留塩素を適正な値に確保するため、自動水質計器を設置している2ヶ所で連続測定を行います。

赤羽浄水場について、

水源となる原水の特徴をふまえ水質管理の項目を留意し安全でおいしい水を供給することを目的として水質検査計画を策定しました。

- ①検査地点は、水質基準が適用される蛇口に加えて、浄水場の入り口（原水）とします。
- ②検査項目は、水道法で検査が義務付けされている水質検査基準項目は、過去の検査結果及び水源の汚染の状況等を考慮し検査頻度の減または省略可能項目についての検討を行い効果的な水質検査を行います。ただし、水道水の安全性を保障するため1年に1回は全項目検査を行います。
- ③原水の検査として、消毒副生成物を除いた39項目を年1回行います。
- ④原水の検査として、石川町で使用されている一般的な農薬の検査を行います。
- ⑤原水の原虫汚染の指標となる大腸菌数・嫌気性芽胞菌の検査を行います。

(2) 浄水場の原水及び配水（母畑浄水場のみ）

浄水処理が適正に行われていることを確認するため、原水（浄水場入口）及び、配水（浄水場出口）を検査します。

(3) 河川水（母畑浄水場のみ）

千五沢ダムに流入する河川の水質状況を把握するため、北須川、平田川、東川で検査をします。

5 検査項目及び検査頻度（各別紙参照）

（１）検査項目

①水質基準項目（母畑浄水場、赤羽浄水場）

法令に基づく水質検査表（１）の給水栓において、水質基準項目（５２項目）の検査を行います。なお、水質基準表（２）の１日１回行う検査の項目についても検査を行います。

②独自に行う水質検査項目（母畑浄水場）

ア独自に行う水質検査表（３）の沈澱処理水、ろ過水、浄水（浄水場出口）、原水

（浄水場入口）における基準項目は、浄水処理における適正な水質管理の面から行います。

イ独自に行う水質検査表（４）の水質管理目標設定項目は、２５項目について水道水質管理上留意すべきものとして検査を行います。

ウ独自に行う水質検査表（５）の石川町が独自に行う項目（１５項目）は原水水質に起因するもので原水の監視及び浄水処理の適正等のために検査します。

（２）検査頻度

①水質基準項目

ア法令に基づく水質検査表（１）の項目番号１、２、２２、２４、２６、２８、３０、３１、３５、３８、３９、４３、４４、４７～５２の項目については毎月１回行います。

イ法令に基づく水質検査表（１）のうち、過去の検査結果値が基準値の１／１０以下で、３年に１回に省略できる項目については、安全確認等のため年１回以上行います。また、新規項目、省略不可能項目については年４回行います。

ウ法令に基づく水質検査表（２）の項目については、１日１回行います。

②独自に行う水質検査項目（母畑浄水場）

ア独自に行う水質検査表（３）の沈澱処理水、ろ過水の鉄及びマンガンについては毎月１回、浄水（浄水場出口）における４８～５２の項目は１日１回以上行います。原水

（浄水場入口）については、１、２、３５、３８、３９、４３、４４、４７の項目については毎月１回、４８、５０～５２の項目毎日１回以上、その他の項目は年１回行います。

イ独自に行う水質検査表（４）の項目については、年２回行います。（ただし、１６と２２の項目は毎月１回）

ウ独自に行う水質検査表（５）の項目については、原水水質及び浄水処理の適正のために必要な頻度で行います。また、水道水の感染症対策のため、クリプトスポリジウム・ジアルジア検査と指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌検査を行います。

③赤羽浄水場（沢田地区）

１日１回、「沢井字十三塚地内」の給水栓において色・濁り・残留塩素の検査を行います。赤羽浄水場において 濁度・ｐＨ値 「上沢井監視所」及び「外横監視所」において残留塩素を施設で常時測定監視します。

１ヶ月に１回、「沢井字十三塚地内」の給水栓において省略不可となる項目について水質検査を行います。また、浄水処理が効果的に行われているか調査するために、省略不可項目にアルミニウムを加えた検査を行います。

３ヶ月に１回、「沢井字十三塚地内」の給水栓において水質検査を行います。

省略不可能項目にアルミニウム、六価クロムを加えた検査を行います。また、水道水の安全性を確認するため、年1回は全項目の検査を行います。

原水の検査について、最も水質が悪化する時期を考慮し、8月に消毒副生成物を除いた39項目の水質検査を行います。

水道水の農薬類については取水地点の周辺環境と平成16年、17年度の農薬検出濃度の結果を踏まえ、農薬使用頻度の高い時期に一般的に使用されている農薬33種類の項目について検査を行います。また、PFOS及びPFOAの検査も行います。

色・濁り・残留塩素は自動監視設備を通した毎日検査、水質基準10項目は月1回、

沢井字十三塚地内について、水質基準25項目は、年3回、水質基準52項目は、年1回、水源水質を確認するため、水源地上において検査します。(8月実施)

採取地点は取水地点で、水質基準39項目は年1回、指標菌は年1回、農薬33項目は年1回、PPOS及びPPOAは年4回で検査を行います。

【独自に行う水質検査 指針項目】

クリプトスポリジウム（耐塩素性病原微生物）等対策指針項目

厚生労働省健康局水道課局長通知「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」（平成19年3月30日建水発第0330005号）の規定に基づき、耐塩素性微生物等による汚染のおそれの判断をし、水道水原の検査を行うこと。

クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断基準

レベル1	地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水としており、当該原水から指標菌が検出されることがない施設	 汚染の可能性が低い 汚染の可能性が高い
レベル2	地表水等が混入していない被圧地下水以外の水を原水としており、当該原水から指標菌が検出されることがない施設	
レベル3	地表水以外の水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されることがある施設	
レベル4	地表水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されることがある施設	

上記を踏まえ、赤羽浄水場（沢田地区 簡易水源：赤羽取水場）のリスクレベルの判断と検査項目及び頻度を検証しました。

- ・水源の種別 深井戸
- ・過去の検査結果 検出しない
- ・リスクレベル レベル2

上記理由：クリプトスポリジウム等対策では、被圧地下水のためレベル1と判断されるが、井戸内部の撮影は作業の困難を伴うため、レベル2扱いとし、3ヶ月毎に指標菌検査を行う。

6 放射性物質検査

水道水中の放射性物質のモニタリングについて、福島県の放射性物質モニタリング検査実施計画に基づき、実施いたします。なお、現在の検査は福島県が実施しております。

7 水質検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は、水質基準に関する省令に基づき行います。また、その他の項目の検査方法は上水試験方法（日本水道協会）等により行います。

なお、水質検査表（２）１日１回行う水質検査及び独自に行う水質検査表（３）の浄水場出口、浄水場入口における基準項目（４７、４９～５２の項目）の検査は自己検査としますが、その他の検査は水道法２０条第３項の厚生労働大臣登録検査機関へ委託して実施します。

8 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

- （１）水源の水質が著しく悪化したとき。
- （２）水源に異常があったとき。
- （３）水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- （４）浄水過程に異常があったとき。
- （５）配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- （６）その他特に必要があると認められとき。

地震等の災害が発生した場合は、水源、給水施設等の被害状況を確認するとともに水道が停止（断水）した場合は、迅速に応急給水を行い、関係機関と連携しながら施設の復旧に努めます。

9 水質検査の公表

水質検査計画は、ご意見を参考にしながら毎年作成し、ホームページで公表いたします。また、検査結果についても毎年公表いたします。

10 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の測定値の精度と信頼性を確保するため、委託検査項目については、以下の精度と信頼性を確保いたします。

- （１）原則として水質基準値および水質管理目標値の 1/10 以下の数値まで信頼できる結果が得られ、水質基準値および目標値の 1/10 付近の測定において、同じ検体を数回測定して数値の誤差が金属類で 10 % 以下、有機物では 20 % 以下の検査精度をもって水質検査を行います。
- （２）測定者間の均一性確保のため、分析機器のマニュアルを作成し、精度のよい測定を行います。

11 関係者との連携

水源で水質事故が発生した場合は、保健所と連携して現場調査及び水質検査を行います。

法令に基づく水質検査
水質検査表（１）水質基準項目

令和8年度
母畑浄水場系

項目番号		水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値	令和5年度 の最大値	令和6年度 の最大値	令和7年度 の最大値	法定検査頻度	給水栓 緩和可能な検査 頻度	検査頻度(回/年) 浄水 給水栓 浄水場出口		設定理由等		
1	一般細菌	100個/mL以下	0	0	0	0	0	月に1回以上	月に1回以上	12	—	省略不可項目		
2	大腸菌	検出されないこと	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない			月に1回以上	12		—	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	3年に1回以上	月に1回以上	1	—	安全確認等のため		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005			1	—			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			1	—			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002			1	—			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			1	—			
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			1	—			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004			4	—			
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			年に4回以上	4		—	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.05	0.4	0.4	0.05	0.05			1	—		省略不可項目	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.09	0.09	0.09	<0.03	<0.03			1	—		省略不可項目	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1			1	—		—	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002			1	—		—	
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			1	—		—	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	3年に1回以上	月に1回以上	1	—	安全確認等のため		
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			1	—			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			1	—			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			1	—			
20	PFOA及びPFOS	0.00005mg/L以下	—	—	—	—	—			4	—			
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			1	—			
22	塩素酸	0.6mg/L以下	0.69	0.46	0.46	0.69	0.69			12	—		省略不可項目	
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			4	—		省略不可項目	
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.059	0.059	0.059	0.050	0.050			12	—		安全確認等のため	
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.005	0.004	0.004	0.005	0.005			4	—		省略不可項目	
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004			12	—		安全確認等のため	
27	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001			4	—		安全確認等のため	
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.082	0.082	0.082	0.069	0.069			12	—		安全確認等のため	
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006	4	—	省略不可項目				
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.018	0.012	0.018	0.015	0.015	12	—	安全確認等のため				
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	12	—	—				
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	4	—	省略不可項目				
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.03	0.02	0.02	0.03	0.03	1	—	性状確認等のため				
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	4	—	—				
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.04	<0.03	<0.03	0.04	0.04	12	—	—				
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02	0.01	0.01	0.02	0.02	1	—	—				
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	11.0	9.9	9.9	11.0	11.0	1	—	—				
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	12	—	—				
39	塩化物イオン	200mg/L以下	20	20	20	18	18	月に1回以上	月に1回以上	12	—	省略不可項目		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	45	40	40	45	45			4	—		性状確認等のため	
41	蒸発残留物	500mg/L以下	140	100	100	140	140	年に4回以上	年に1回以上	4	—	—		
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02			3年に1回以上	1		—	
43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000010	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	発生時期月に1回以上	発生時期月に1回以上	12	—	—		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000026	0.000026	0.000260	0.000009	0.000009			12	—			
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	年に4回以上	3年に1回以上	4	—	—		
46	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005			1	—			
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/2以下	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	月に1回以上	月に1回以上	12	—	省略不可項目		
48	pH値	5.8以上8.6以下	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4			12	—			
49	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12	—			
50	臭気	異常でないこと	微力臭	微力臭	微力臭	微力臭	微力臭			12	—			
51	色度	5度以下	0.9	0.6	0.6	0.9	0.9			12	—			
52	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	0.0	0.0			12	—			

水質検査表（２）1日1回行う水質検査

項目 番号	1日1回行う検査項目	評価	検査計画頻度
			(回/年)
1	色	異常なし	365
2	濁り	異常なし	365
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	365

独自に行う水質検査

水質検査表（３）水質基準項目

令和8年度

母畑浄水場系

項目 番号	水質基準項目	基準値	検査頻度(回/年)				設定理由等
			沈澱処理水	ろ過水	浄水 浄水場出口	原水 浄水場入口	
1	一般細菌	100個/mL以下	—	—	—	12	法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査を行います。
2	大腸菌	検出されないこと	—	—	—	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	—	—	—	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	—	—	—	1	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—	—	1	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—	—	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—	—	1	
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	—	—	—	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	—	—	—	1	
10	シアニ化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	—	—	—	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	—	—	—	1	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	—	—	—	1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—	—	1	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	—	—	1	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	—	—	—	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	—	—	1	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	—	—	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	—	—	1	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	—	—	1	
20	PFOA及びPFOS	0.0005mg/L以下	—	—	—	1	
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	—	—	—	1	
22	塩素酸	0.6mg/L以下	—	—	—	—	原水に次亜塩素酸を使用していないため検査はしません
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—	—	—	—	消毒副生成物項目なので原水の検査はしません
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	—	—	—	—	
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—	—	—	
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	—	—	—	—	
27	臭素酸	0.01mg/L以下	—	—	—	—	
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	—	—	—	—	
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—	—	—	
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	—	—	—	—	
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	—	—	—	—	
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—	—	—	—	
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—	—	1	原水については年1回の検査を行います
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	—	—	—	1	性状及び処理確認
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	12	12	—	12	
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—	—	1	原水については年1回の検査を行います
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	—	—	—	1	性状及び処理確認
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	12	12	—	12	
39	塩化物イオン	200mg/L以下	—	—	—	12	法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査を行います。
40	度)	300mg/L以下	—	—	—	1	原水については年1回の検査を行います
41	蒸発残留物	500mg/L以下	—	—	—	1	
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	—	—	—	1	適正な浄水処理を行うため毎月1回検査をします。
43	ジェオスミン	0.0001mg/L以下	—	—	—	12	
44	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	—	—	—	12	原水については年1回の検査を行います
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	—	—	—	1	
46	フェノール類	0.005mg/L以下	—	—	—	1	法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査を行います。
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	—	—	—	12	浄水場では、適正な処理を行うため1日1回以上検査をします。
48	PH値	5.8以上8.6以下	—	—	365	365	
49	味	異常でないこと	—	—	365	—	
50	臭気	異常でないこと	—	—	365	365	
51	色度	5度以下	—	—	365	365	
52	濁度	2度以下	—	—	365	365	

独自に行う水質検査
水質検査表（４）水質管理目標設定項目

令和8年度
母畑浄水場系

項目 番号	水質管理目標設定項目	目標値	検査頻度(回/年)	
			給水栓	原水
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	2	—
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定値)	2	—
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	2	—
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	2	—
8	トルエン	0.4mg/L以下	2	—
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	2	—
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	二酸化塩素を使用していないので省略	
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下		
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定値)	2	—
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定値)	2	—
15	農薬類	1以下 *	2	—
16	残留塩素	1mg/L以下	12	—
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	水質基準項目で検査	
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下		
19	遊離炭酸	20mg/L以下	2	—
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	2	—
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	2	—
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	12	12
23	臭気強度(TON)	3以下	2	—
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	水質基準項目で検査	
25	濁度	1度以下		
26	PH値	7.5程度		
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	2	—
28	従属栄養細菌	2000個/mL以下(暫定値)	2	—
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	2	—
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	2	—

水質検査表（５）石川町が独自に行う水質項目 母畑浄水場系

項目 番号	独自に行う水質項目	測定頻度(回/年)					備 考
		原 水	浄 水	千五沢ダム流入河川			
		浄水場入口	浄水場出口	北須川	平田川	東川	
1	生物化学的酸素要求量BOD (mg/L)	4	—	4	4	4	原水の監視及び浄水処理のため行います。
2	化学的酸素要求量COD(Mn) (mg/L)	4	—	4	4	4	
3	化学的酸素要求量COD(Gr) (mg/L)	4	—	—	—	—	
4	浮遊物質 (mg/L)	4	—	4	4	4	
5	全窒素 (mg/L)	4	—	4	4	4	
6	全リン (mg/L)	4	—	4	4	4	
7	クロロフィルa (μg/L)	4	—	—	—	—	
9	トリハロメタン生成能 (mg/L)	2	—	—	—	—	
10	クリプトスポリジウム	12	12	—	—	—	
11	ジアルジア	12	12	—	—	—	
12	アンモニア態窒素 (mg/L)	12	—	—	—	—	クリプトスポリジウム指標菌
13	嫌気性芽胞菌 (個/100mL)	4	—	—	—	—	
14	大腸菌数 (CFU/100mL)	4	—	4	4	4	

法令に基づく水質検査

令和8年度

水質検査表（1）水質基準項目

赤羽浄水場系

項目番号	水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値	令和5年度の 最大値	令和6年度の 最大値	令和7年度の 最大値	給水栓		検査頻度(回/年)	設定理由等
							法定検査頻度	緩和可能な検査頻度	浄水 給水栓	
1	一般細菌	100個/mL以下	1	0	0	1	月に1回以上	月に1回以上	12回/年	※3
2	大腸菌	検出されないこと	—	—	—	—			12回/年	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	年に4回以上	3年に1回以上	1回/年	※1
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005			1回/年	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			1回/年	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001	0.001	0.001	<0.001			4回/年	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			1回/年	
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004			4回/年	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.76	<0.02	<0.02	0.76			4回/年	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.11	0.11	0.11	<0.08			1回/年	※3
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.2	0.2	0.2	<0.1	年に4回以上	3年に1回以上	1回/年	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002			1回/年	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			1回/年	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004			1回/年	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			1回/年	※1
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			1回/年	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			1回/年	
20	PFOA及びPFOS	0.0005mg/L以下	<0.000005	—	—	<0.000005			4回/年	
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			3ヶ月に1回 3年に1回以上	※3 ※1
22	塩素酸	0.6mg/L以下	0.71	0.71	0.71	1.1	年に4回以上	3年に1回以上	12回/年	消毒副生成物で あり、浄水では省 略できない。
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.033	0.015	0.015	0.033			4回/年	
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.004			4回/年	
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.003	0.002	0.002	0.003			4回/年	
27	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001	<0.001	<0.001	0.001			4回/年	
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.046	0.022	0.022	0.046			4回/年	
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.008	0.008	0.008	0.007			4回/年	
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.010	0.005	0.005	0.010			4回/年	
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	月に1回以上	月に1回以上	12回/年	※3
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01	<0.01	<0.01	0.01			1回/年	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02	0.02	0.02	<0.02			12回/年	
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03			1回/年	
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01			1回/年	
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	35	35	35	11			1回/年	
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			1回/年	
39	塩化物イオン	200mg/L以下	18	9.8	9.8	18			12回/年	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	40	16	16	40			1回/年	
41	蒸発残留物	500mg/L以下	210	210	210	130	年に4回以上	年に1回以上	1回/年	※1
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02			1回/年	
43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	発生時期月に1回以上	発生時期月に1回以上	1回/年	発現が予測される時期に検査する。
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000005	<0.000001	<0.000001	0.000005			1回/年	
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	年に4回以上	3年に1回以上	1回/年	※1
46	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005			1回/年	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	1.2	0.6	0.6	1.2	月に1回以上	月に1回以上	12回/年	※3
48	PH値	5.8以上8.6以下	7.5	7.4	7.4	7.5			12回/年	
49	味	異常でないこと	—	—	—	—			12回/年	
50	臭気	異常でないこと	—	—	—	—			12回/年	
51	色度	5度以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5			12回/年	
52	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1			12回/年	

水質検査表（2）1日1回行う水質検査

項目番号	1日1回行う検査項目	評価	検査計画頻度 (回/年)
			給水栓水
1	色	異常なし	365
2	濁り	異常なし	365
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	365

※1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設備の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれがないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上、10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

※2 自動連続測定・記録を実施している場合、概ね3ヶ月に1回以上とすることができる。

※3 水道水の安全性又は性状確認のため、水道法に基づく基本の検査回数で実施する。

※4 新規項目であり過去の検査記録がないため、基本の検査回数で実施する。

※ 令和7年度7月以降の水質検査は赤羽浄水場の給水設備の不具合により、臨時で母畑浄水場より給水している水を検査しています。一令和8年5月8日沢田地区給水復旧

独自に行う水質検査

水質検査表(3) 水質基準項目

令和8年度

赤羽浄水場系

項目番号	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由等
			原 水	
			取水場	
1	一般細菌	100個/mL以下	12	法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査を行います。
2	大腸菌	検出されないこと	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1	
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	1	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1	
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1	
20	PFOA及びPFOS	0.00005mg/L以下	1	
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	1	
22	塩素酸	0.6mg/L以下	—	原水に次亜塩素酸を使用していないため検査はしません
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—	消毒副生成物項目なので原水の検査はしません
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	—	
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	—	
27	臭素酸	0.01mg/L以下	—	
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	—	
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	—	
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	—	
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—	
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	1	原水については年1回の検査を行います
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1	
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1	
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	1	
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1	
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1	
39	塩化物イオン	200mg/L以下	1	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	1	
41	蒸発残留物	500mg/L以下	1	
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1	
43	ジオキソシン	0.00001mg/L以下	1	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	1	
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1	
46	フェノール類	0.005mg/L以下	1	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	1	
48	PH値	5.8以上8.6以下	1	
49	味	異常でないこと	—	
50	臭気	異常でないこと	1	
51	色度	5度以下	1	
52	濁度	2度以下	1	

石川町上水道検査地点



凡 例	検 査 地 点
●	浄水場入口
◆	浄水場出口
▲	給水栓 (5ヶ所)
◎	毎日検査 (3ヶ所)
★	24時間連続 (水質計器) 2ヶ所
■	ダム流入河川 (3ヶ所)